



ドラフト
サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン

一般の意見を募るための **G3 版**
2006 年 1 月 2 日～2006 年 3 月 31 日

この翻訳は **GRI** のパブリックコメント用におこなったものです
日本語と英語で解釈の違いがある場合は英語が優先します。

日本語翻訳 **NPO 法人 GRI 日本フォーラム**
監修 後藤 敏彦 **NPO 法人 GRI 日本フォーラム代表理事**

深謝 : 翻訳の素訳および印刷費用については三井物産株式会社環境基金の支援
を受けています。

法的責任

本文書は、サステナビリティ・リポーティングを推進するために作成されたものであり、世界中の報告組織およびその報告情報の利用者の代表が参画する、ユニークなマルチステークホルダーの協議プロセスを通じて開発されている。GRI 理事会および事務局は、すべての組織が GRI サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン（GRI ガイドライン）を利用することを推奨しているが、この GRI ガイドラインに全面的あるいは部分的に基づいた報告書の作成および発行については、それらの発行元がすべての責任を負うものである。GRI 理事会および法人 GRI はいずれも、報告書作成に GRI ガイドラインを使用したり、または GRI ガイドラインに基づいた報告書を利用したりすることに起因する直接的または間接的な結果または損害に対して、いかなる場合においても責任を負わないものとする。

報告の基盤としてのドラフト G3 ガイドラインの使用

ドラフト G3 ガイドライン（本文書）を 2006 年 1 月 2 日の発行日から各自の報告書作成の基盤として使用したいと考える組織は、自己の危険負担において使用できる。ドラフトのガイドラインは、公示期間中（2006 年 1 月 2 日～2006 年 3 月 31 日）および GRI のガバナンス承認プロセスの間（2006 年 5 月～8 月）に寄せられた意見に従って、変更され得る。各組織は、報告書がドラフト G3 ガイドラインに則ったものである旨を当該報告書内に明記するべきである。G3 ガイドラインの最終版は、2006 年 10 月に発行される予定である。

著作権および商標に関する注意事項

本文書の著作権は法人 GRI に帰属している。コメント（意見提案）および／またはサステナビリティ報告書の作成段階での使用に限り、本文書を GRI からの事前承諾なしに複製および配布することが認められている。ただし、これ以外の目的での使用については、GRI からの文書による事前承諾なしに本文書もしくはその抜粋を、いかなる形式においても複製、保存、転送してはならない。

Global Reporting Initiative、Global Reporting Initiative のロゴ、Sustainability Reporting Guidelines、および GRI は Global Reporting Initiative の商標である。

GRI およびサステナビリティ・リポーティング・ガイドラインに関する詳細は、下記で入手可能である。

www.grig3.org
www.globalreporting.org
info@globalreporting.org

グローバル・リポーティング・イニシアティブ
PO Box 10039
1001 EA Amsterdam
The Netherlands
電話番号：+31 (0) 20 531 00 00
Fax：+31 (0)20 531 00 31

© 2006 Global Reporting Initiative

目次

サステナビリティ報告の概要	4
持続可能な発展および透明性の責務	4
サステナビリティ報告書の目的	5
GRI 報告枠組みに関するオリエンテーション	5
GRI ガイドラインに関するオリエンテーション	5
パート 1：報告書の内容、バウンダリー（報告組織範囲）および品質	7
報告書内容の確定	7
報告書内容の確定に関するガイダンス	7
報告書内容の確定に関する原則	8
報告書のバウンダリー（報告組織範囲）の設定	12
報告情報の品質	13
報告書の品質確保に関する原則	13
パート 2：標準的開示	17
一般的な開示	17
1: 戦略および分析	17
2: 組織のプロフィール	18
3: 報告要素	18
4: ガバナンス、コミットメント、および参画	19
5: マネジメント・アプローチに関する開示とパフォーマンス指標	22
経済パフォーマンス指標	22
環境パフォーマンス指標	24
社会パフォーマンス指標	26
パート 3：ガイドラインの利用と報告書の編集	33
用語集	35

サステナビリティ報告の概要

持続可能な発展および透明性の責務

持続可能な発展の目標は、「将来の世代が彼らのニーズを満たす能力を損なうことなく、現在のニーズを満たす」ことである。¹社会における重要な影響力をもつものとして、あらゆる種類の組織がこの目標を達成する上で重要な役割を担っている。

しかし、この前例のない成長の時代において、上記の目標を達成するのは現実というよりも強い願望とみなされる可能性がある。政治経済のグローバル化が進むにつれて、富の創造を促進する新たな前例のない機会（チャンス）が、知識の共有や技術の利用を介して生じている。しかし、このような機会によって、経済発展のための重要な資源としての環境のサステナビリティに対しリスクが発生し、かつまた、グローバル経済への参入に関する機会の不均衡にさらされる人口の継続的な増加、という緊張感が発生している。

知識や技術の開発は、成長に貢献している一方で、成長に伴う付随的なリスクや脅威の解消にも貢献する可能性がある。組織の運営、製品、サービスおよびその他の取引が、地球、人類および経済に影響を及ぼすあり方について、技術やマネジメントおよび公共政策における革新は、次第に新たな選択肢を組織に対して提示するようになっている。

一方で私たちの全体サステナビリティに対するこうしたリスクと脅威の緊急性と重要性和、他方での選択肢と機会の増加により、組織は否応なく、グローバル・サステナビリティに及ぼす影響、ステークホルダーとの関係において期待される規範、投資の決断およびその他の市場との関係について開示する上での透明性を実現しなければならないであろう。この期待に対処するためには、サステ

ナビリティに関して明確かつ透明性のある意思伝達を行うための、グローバルに共有され、幅広く理解された概念の枠組み、一貫性のある言語および合意済みの評価指標が必要となる。サステナビリティ報告に関して信頼できる確かな枠組みを提供することでこのニーズを満たすことが、グローバル・リポーティング・イニシアティブ(GRI)の使命である。

組織活動のサステナビリティに関する透明性は、企業、労働組合、NGO、投資家、会計団体など、さまざまなステークホルダーにとっての関心事項である。GRIは、合意を探る協議において、これらすべてのステークホルダーの専門家による大規模な自発的ネットワークの共同作業に依存してきた。1997年のGRIの設立以来、この協議が報告枠組み形成および継続的改善という成果に直接結びついている。

このマルチ・ステークホルダーのアプローチが、報告枠組みに以下のものをもたらした。

- ・ステークホルダー・グループの中での幅広い信頼性
- ・報告枠組みを、経年で実際に適用することからのフィードバックを通じて学んだ、報告ニーズに関する優れた見識

本文書は、サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン第3版(G3)の草案である。これは、2004年から2005年に行われたマルチ・ステークホルダーのコラボレーションの成果である。本文書は、幅広く一般の意見を募るために、90日間公開される。寄せられたフィードバックに基づいてさらなる修正を行い、GRIのガバナンス・システムを含む承認手続きに入る。このガイドラインの最終版は、2006年10月発行の予定である。

¹ 環境と開発に関する世界委員会。我ら共有の未来。オックスフォード：オックスフォード大学出版、1987年、P43
日本語版 『地球の未来をまもるために』 ベネッセ P66

サステナビリティ報告書の目的

サステナビリティ報告は、持続可能な発展という目標に向けた組織のパフォーマンスを測定、開示し、説明責任を実践するものである。「サステナビリティ報告」とは、経済的、環境的および社会的影響を説明することを表すその他の用語（トリプル・ボトム・ライン、企業責任報告書など）と同義語とみなされる広義の語である。

サステナビリティ報告書は、報告組織の持続可能性パフォーマンスに関して、プラスの貢献とマイナスの影響の両方を含む、バランスの取れた適切な説明を提供すべきである。

GRI 報告枠組みに基づくサステナビリティ報告書では、戦略および経営アプローチという背景の下で、報告期間中に発生した結果や成果が開示される。報告書は、特に以下のような目的で利用することができる。

- ・法律、規範、綱領、パフォーマンス基準、および自発的イニシアティブに関する持続可能性パフォーマンスのベンチマーキングおよび査定
- ・組織が持続可能な発展の期待にどのような影響を与え、どのような影響を受けているかという点の実証
- ・組織内および異なる組織間での、経年でのパフォーマンスの比較

GRI 報告枠組みに関するオリエンテーション

GRI 報告枠組みは、組織の経済、環境および社会的パフォーマンスを報告するために一般に受け入れられる枠組みとして機能することを目的としている。この枠組みは、規模、セクターあるいは地理的条件を問わずあらゆる組織が使用できるように作成されており、小企業から広範囲に渡って地理的に分散している事業に至るまで、多種多様な組織が直面している実務上の配慮事項を考慮したものとなっている。GRI の枠組みには、組織の持続可能性パフォーマンスを記述する上で一般に適用されるものとして、全世界からの広範なステークホルダーにより特定された、一般のお

よびセクター（業種）特有の内容が記載されている。

ガイドラインは、報告書内容の確定、および報告情報の品質確保のほか、パフォーマンス指標などの開示項目を含む標準的開示についての原則から構成されている。ガイドラインには、報告書における具体的な技術的課題についてのガイダンスも記載されている。

ガイドラインに掲載されている各パフォーマンス指標には**テクニカル・プロトコル（技術規定）**が存在する。これらのテクニカル・プロトコルによって、報告書作成者を支援する定義や、編集ガイダンス、その他の情報が提供されるほか、パフォーマンス指標の解釈の一貫性が確保されている。ガイドラインの利用者は、テクニカル・プロトコルも使用すべきである（www.globalreporting.org/protocols を参照のこと）。

業種別補足文書は、該当する業界の状況に即してガイドラインを適用する方法についての解釈およびガイダンスで、ガイドラインを補足するものである。また、これには業種特有のパフォーマンス指標も掲載されている。適用される補足文書はガイドラインに替わるものではなく、ガイドラインに加えて使用すべきである。

（補足）開発プロセス

GRI 報告枠組みについてのすべての文書は、産業界、投資家、労働組合、市民団体、会計関係者、学術界その他のステークホルダーが参画する対話を通じて合意を探るというプロセスを用いて開発されている。報告枠組みに関するすべての文書は検証および継続的改善の対象である。

GRI ガイドラインに関するオリエンテーション

サステナビリティ・リポーティング・ガイドラインは、原則、標準的開示およびサステナビリティ報告書を作成するあらゆるプロセスで生じる技術的な問題についての具体的なガイダンスで構成されている。ガイドラインに

は、ステークホルダーの特定、報告する課題および指標の選定、バウンダリー（報告組織範囲）の設定、情報の品質の確保、報告の指標、頻度および媒体、および保証といった事項を決定するに際して、上記の各構成要素をいつどのように適用すべきかが掲載されている。

原則、パフォーマンス指標およびその他の標準的開示は、同等の重要性を持っている。これらの要素を具体的な技術的問題についてのガイダンスと組み合わせて利用すると、報告の成功につながるであろう。

エグゼクティブ向けガイドラインの概要

パート 1 - 報告書の内容、バウンダリー（報告組織範囲）および品質

パート 1 には、包含性、適合性および重要性、持続可能性の状況、および網羅性についてのサステナビリティ報告の原則が、それぞれの原則に関する一連の簡潔なテスト（検証事項）と共に掲載されている。これらの原則（標準的開示の利用を含む）の適用によって、報告される課題と指標が決定する。次に、報告書に含む構成組織の範囲（「報告書のバウンダリー」とも呼ばれる）を、報告組織がどのように確定するかという点についてのガイダンスが掲載されている。このセクションの最後には、保証可能性、バランス、比較可能性、正確性、タイミングの適切性および明瞭性という原則が、報告される情報の望ましい品質達成に役立てるために使用できるテストと合わせて掲載されている。

パート 2 - 標準的開示

パート 2 には、サステナビリティ報告書の標準的開示が掲載されている。ガイドラインでは以下の 3 種類の標準的開示において、ほとんどの組織にとって適合性と重要性があり、ステークホルダーのほとんどが関心を持っているような、報告すべき情報を提示する。

- 戦略、プロフィール、ガバナンスおよびマネジメント手法など、組織のパフォーマンスを報告し、理解するための全体的な状況を定める開示項目

- 組織がある一連の側面（アスペクト）に対してどのようにアプローチし、パフォーマンスを理解するための背景情報をどのように提供するか、という点に対処するマネジメント手法の開示
- 組織の経済的、環境的、社会的パフォーマンスについての比較可能な情報を導き出す指標

パート 3 - ガイドラインの利用と報告書の編集

パート 3 には、ガイドラインの適用方法、報告の頻度および媒体、保証その他の項目が掲載されている。このセクションの末尾では、持続可能性のパフォーマンスを継続的に改善するための報告の重要性についての考察を述べている。

（補足）補足的な報告枠組みの内容

- 業種別補足文書では、ガイドラインを補完する解釈、ガイダンスおよび指標が提供されている。

www.globalreporting.org/supplements

- 指標に対応する際には、テクニカル・プロトコルを使用すべきである。
www.globalreporting.org/protocols

パート 1：報告書の内容、バウンダリー（報告組織範囲）および品質

このセクションでは、以下の項目に関する報告原則とガイダンスを提供する。

- 報告書内容の確定
- 報告書のバウンダリー（報告組織範囲）の設定
- 報告情報の品質の確保

報告書内容の確定

報告書の中で網羅されるべき内容について、組織のパフォーマンスをバランスよく、適切に表すように、決定する必要がある。

報告書を利用すると思われるステークホルダーは報告書作成に関する多くの意思決定にあたり注意を向ける相手なので、報告内容を確定するプロセスでは、ステークホルダーの特定と彼らのニーズの検討が最も重要である。ステークホルダーとは、以下に該当するグループまたは個人として広範に定義されるものである。(a) 組織の活動、製品および／またはサービスによって、多大な影響を受けると考えるのが妥当であるもの、あるいは、(b) 当該者の行動によって、組織が成功裏にその戦略を実践し目的を達成する能力に影響を及ぼすと考えるのが妥当であるもの。

（補足）ステークホルダー参画

ステークホルダー参画は、サステナビリティ・リポーティングの重要な側面である。ステークホルダー参画に関するガイダンスは、包含性の原則の中に盛り込まれている。パート 2 の標準的開示項目 4.15～4.18 では、ステークホルダー参画に関して何を報告すべきかが定義されている。また、3.10～3.11 では、特に報告書に関する参画についての報告すべき内容が定義されている。

（補足）報告原則

報告原則は、報告書が達成すべき成果を示し、報告すべき課題や指標、およびそれらの報告方法など、報告のプロセス全体を通じた意思決定を導くものである。パート 1 には、それ

ぞれの原則の説明と、報告組織がその原則を十分に適用できているかどうかを評価するのに役立つ一連の簡潔なテスト（検証事項）が掲載されている。この原則自体が、組織が報告すべき課題および指標の決定についての原則と、報告される情報の品質および適切な表現を確保するための原則との 2 つのグループに分けられている。

報告書内容の確定に関するガイダンス

GRI リポーティングの枠組みをサステナビリティ報告書の作成に使用する際は、以下のアプローチを適用すべきである。

報告書内容の確定に関する総合的プロセス

- 「包含性」、「適合性と重要性」、「持続可能性の状況」の原則およびバウンダリーの設定に関するガイダンスを用いて、組織に関連があり、したがって報告することが妥当だと思われる課題および関連する指標を特定する。
- 重要な課題および指標がどれなのか、従って報告すべきはどれなのかという点を判断する² ため、具体的な方法またはプロセス（下記参照）を用いて先に挙げた原則を適用する。
 - GRI の報告原則に基づいて別途明示されない限り、中核指標は重要なものであるとみなされる。GRI の追加指標も場合によっては重要となる。
 - 業種別補足文書の最終版に掲載される指標は中核指標とみなされるため、ガイドラインに掲載される中核指標と同様のアプローチを用いて適用されるべきである。

GRI の標準的開示のほか、組織の持続可能性パフォーマンスを説明するには組織に固有の指標およびその他の情報が有益な場合もある。これらの開示事項は、GRI の標準的開示と同様

の原則および技術的な厳密性を前提としなければならない。

- 網羅性の原則を適用することにより、報告書中の情報および報告書のバウンダリーが適切であることを確認する。

重要性の判断に使用される具体的な方法またはプロセス³

- 組織ごとに異なり、各組織が決定することができる。
- 常に、GRI の報告原則に記載されているガイダンスおよびテストを考慮すべきである。
- 十分に開示すべきである。

原則の利用

- 具体的な課題および指標を盛り込む、省略するあるいは強調する、および／または標準的開示を越えた情報を盛り込むという決定に帰結すべきである。

報告書内容の確定に関する原則

それぞれの報告原則は、定義および説明と、報告組織が原則の利用を評価するために使用する一連のテストで構成されている。このテストは、自己診断のツールとして機能することを目的としているが、これに照らして報告する具体的な項目ではない。ただし、これらのテストは、原則の適用についての決定を説明するための参照資料として使用することができる。

包含性

報告組織は、自身のステークホルダーを特定し、そのステークホルダーの課題に対してどのように対応したかという点を報告書内で説明すべきである。

説明：

ステークホルダー参画の結果から、報告書に関する一連の意思決定について知ることがで

きる。これには以下の項目が含まれるが、これに限定されるものではない。報告書に盛り込む課題、パフォーマンス指標およびその他の情報の選択と優先順位付け、報告書のバウンダリーの確定、報告書の形式および報告情報の信憑性を高めるために取られるアプローチ。組織は、日常的にさまざまな種類のステークホルダー参画に着手している。これには、組織が報告書を作成するために特化して実施するステークホルダー参画だけでなく、組織またはビジネスの現行のプロセスの情報提供を目的とするステークホルダー参画も含まれるであろう。ステークホルダーには、外部の者（地域社会など）のほか、組織内部の者（従業員など）も含まれる。

組織は、ステークホルダー参画について標準的な方法を採用することも、独自のアプローチを企画することもできる。参画のプロセスは、ステークホルダーの意見を的確に把握できるようにするために、十分に体系的なものが望ましい。報告書を保証可能なものとするために、ステークホルダー参画のプロセスを文書化しておくべきである。報告組織は、参画するステークホルダーの確定についての自身のアプローチのほか、その参画がいつ、どのように行われたのか、および、その参画によって報告書の内容と組織のサステナビリティ活動にどのような影響が及んだのかという点を、明確かつオープンに説明すべきである。

組織は幅広いステークホルダーを抱えている。その中には、組織側が参画を望むもの、あるいは組織側が透明性を実行に移す際に求める対象となるものが含まれる。しかし、すべてのステークホルダーが当該組織のサステナビリティ報告書を利用することになるとは限らない。特に、組織のステークホルダー・グループが幅広く、多岐にわたる関心を持っている場合は、サステナビリティ報告のみですべてのステークホルダーの情報のニーズを完全に満たすことは不可能な場合もある。したがって、報告書の背景と報告書作成の基調をなす意思決定を理解するためには、どのステークホルダーを報告書の利用者として見込んでいるかということについて組織の前提条件が重要な情報となる。開示項目 3.7 に基づき、組織は、どのようなステークホルダーが報告書

² GRI 開示項目は、報告を行うすべての組織に適用される。

³ GRI ガイドラインの中では「重要性」という言葉が頻繁に用いられるが、この言葉は、GRI の枠組みの下での持続可能性報告という目的のための GRI 報告原則に定義される通りに解釈されるべきものである。

を利用すると期待している、という点を開示することができる。

ステークホルダーを特定せず、また、ステークホルダーを参画させないと、ステークホルダーのニーズに適さず、したがってすべての相手から十分な信頼を得られない報告書になりかねない。これとは対照的に、体系的なステークホルダー参画によって、ステークホルダー側の受容性と報告書の有益性が高まる。適切に実行されれば、組織の内外で継続的な学習という結果につながりやすく、報告組織とそのステークホルダーとの間の信頼関係が強化されることになるだろう。言い換えると、信頼によって報告書の信憑性が高まるということである。

テスト

- 組織は、自らが説明責任を負っているときみなしているステークホルダーについて説明し、報告書の利用が期待されるステークホルダーを特定することができるか。
- 報告書の内容は、組織がその活動をマネジメントするために用いたステークホルダー参画プロセスの結果に基づいているか。
- 報告書の内容は、特に報告書のために実施されたステークホルダー参画プロセスの結果に基づいているか。
- 報告書に関する意思決定を伝えるステークホルダー参画プロセスが、報告書のスコープおよびバウンダリーと首尾一貫したものであるか。

適合性と重要性⁴

報告書中の情報は、報告書を利用するステークホルダーの意思決定に実質的に影響を及ぼすと思われる課題および指標を網羅しているべきである。

説明：

⁴ ガイドライン全般にわたる重要性という言葉の使用は、この持続可能性報告の原則を説明するために使用される定義、説明およびそれに添えられるテストを参照することを意図している。これは、別の文脈でのこの言葉の利用と何らかの形で異なる場合がある。

適合性と重要性は、報告書内容を確定するために役立つコンセプトである。組織は、報告の対象となりうるさまざまな課題に直面している。適合する課題および指標とは、当該組織および報告書を利用するステークホルダーの意思決定に影響を及ぼす上で重要であるとみなすことが妥当なものであり、従って報告書に盛り込むことが有益であると思われるものである。重要性とは、ある課題または指標が報告に値するほど重要となるかどうかの基準点であり、課題および指標の相対的な重要性の判断にも利用される。

サステナビリティ情報の適合性と重要性は、経営または組織の優先順位、組織の持続可能性の影響、および組織の現在と将来の活動におけるステークホルダーの関心の組み合わせを検討することによって決まる。組織の全体的な使命（ミッション）および競争上の戦略、ステークホルダーが表明する懸念、および自身のバリューチェーン内での組織の影響の範囲といった要因のすべてが、報告書にとって最も重要なのは何かということを評価する際に影響を及ぼす。

サステナビリティ報告書およびそれに盛り込まれるすべての情報は、組織に関連するステークホルダーが行うパフォーマンスの評価および意思決定を支援するものであるべきである。これには、外部のステークホルダーが利用するための情報を、社内で日常的な管理目的をもって使用する場合は異なる形式で開示することも含まれるかもしれない。しかし、そのような情報が報告書の中に盛り込まれていて然るべきである。そのことにより、パフォーマンスに重大な影響を及ぼす、あるいはステークホルダーの懸念に関する主要な課題に対処するような行動に結びつきうる意思決定を伝達したり、組織とステークホルダーとの意見交換を支援したりすることもできる。

報告書では、利用者にとって最も重要性が高く、組織が最も重大な持続可能性の影響を持つ課題に関するパフォーマンスの開示および説明に多くのスペースを割くべきである。その他の重要な課題も盛り込むべきであるが、扱いを小さめにする必要がある。組織は、自身の報告書について、課題の相対的優先順位を決定したプロセスを説明すべきである。サ

ステナビリティ報告において重要性とは、それを越えればすべての情報が等しく重要であるという基準点以上のものだけでなく、相対的優先順位や課題への関心の度合いを反映するものでもある。

テスト 外部要因

重要な課題を特定する上で、報告組織は以下のような外部要因を考慮しているか。

- ☐ ステークホルダーによって挙げられた持続可能性に関する主要な関心事項／課題
- ☐ 同業者および競合他社が報告した業界の主な課題
- ☐ 組織にとって戦略的重要性を持つ、地方、地域、国家および国際的な規制、法律または自主協定
- ☐ 専門知識を持つと認められる人物、またはその分野における信用に定評のある専門機関が行った信頼できる調査を通じて特定された、合理的に評価できる持続可能性のリスクまたは機会（地球温暖化、HIV-AIDS、貧困など）

内部要因

重要な課題を特定する際、報告組織は以下のような内部要因を考慮しているか。

- ☐ 主要な、組織の価値、方針、戦略、経営管理システム、目的および目標
- ☐ 組織にとっての主要なリスク
- ☐ 組織的成功を実現するために不可欠な要因
- ☐ 組織のコア・コンピテンスおよびそれらが持続可能な発展に寄与する方法

優先順位付け

- ☐ 報告書では、重要な課題および指標を優先する。

（補足）透明性

透明性は、サステナビリティ報告のあらゆる側面の根底にある価値であり目標である。透明性とは、ステークホルダーの意思決定に必要とされる課題および指標に関する情報およびそれらの開示の準備段階で使用されるプロセス、手順および前提に関する情報の網羅的かつバランスの取れた開示であると定義される。

持続可能性の状況

報告組織は、持続可能性の状況が大きな説明的価値をもつような場合には、サステナビリティのより幅広い背景状況における自身のパフォーマンスを提示すべきである。

説明：

パフォーマンス情報は背景状況の中で記載すべきである。サステナビリティ報告の根底にある問いかけは、ある組織がどのようにして地方、地域またはグローバルなレベルでの経済、環境および社会的状況の改善に貢献する、あるいは悪化の要因となるかという点にある。単純に個々のパフォーマンス（あるいは組織の効率性）における動向を報告するだけでは、この根底にある問いかけに答えることにはならない。したがって、報告組織は、自身の個々のパフォーマンスをより幅広い環境的および社会的持続可能性と関連付けて表現する方法を模索すべきである。これには、組織のパフォーマンスを地方、地域またはグローバルなレベルでの環境的または社会的資源の限界および需要といった文脈の中で検討することも含まれる。たとえば、組織は、環境効率の動向を報告することに加えて、地域の生態系が汚染物質を吸収する許容量という文脈において、その絶対的な汚染負荷量を提示することもできる。このコンセプトは、地球規模での資源利用の限界および汚染レベルの限界という観点における環境分野で最も明確に表されるが、国内あるいは国際的な社会経済および持続可能な発展の目標などの社会的および経済的目的についても関連性がある。

組織自身の持続可能性およびビジネス戦略は、パフォーマンスの検討に対して重要な背景状況を提供する。持続可能性の状況と組織の戦略との関係は明確であるべきで、同様に、パ

パフォーマンスがどのような背景状況で報告されているかという点も明確にすべきである。

テスト

- 組織は、持続可能な発展についての自身の理解を提示し、報告書に盛り込まれる課題に関して、持続可能な発展について利用できる最良の情報および測定値を利用しているか。
- 組織は、定評のある地方、地域および／またはグローバルな出版物において反映されている幅広い持続可能な発展の状況および目標に照らした自身のパフォーマンスを提示しているか。
- 組織は、該当する地理的文脈においての自身の影響および貢献の大きさを伝達しようとする姿勢で、自身のパフォーマンスを提示しているか。
- 報告書の中に、主要な持続可能性の課題が、サプライチェーンの課題を含め、長期的な組織の戦略、リスクおよび機会にどのように関係するかという点が記載されているか。

網羅性

適合する重要な課題および指標の網羅、および報告書のバウンダリーの設定は、ステークホルダーが報告組織の報告期間内の経済、環境および社会的パフォーマンスを評価できるようにするために十分なものであるべきである。

説明：

組織は、ステークホルダーが評価を行えるように、自身のパフォーマンスを十分に詳しく開示すべきである。網羅性には、主にスコープ、バウンダリー、および報告期間という側面が含まれる。

スコープ（報告内容範囲）という側面

スコープとは、報告書内に盛り込まれる持続可能性の課題の範囲のことであり、これは、適合性および重要性の原則が期待するものと合致するべきである。報告される課題および指標の量は、報告書の利用が見込まれるステ

ークホルダーが組織のパフォーマンスを十分評価できるようなものであるべきである。そのような情報がステークホルダーにとって十分なものであるかどうかという判断は、ステークホルダー参画プロセスと、ステークホルダー参画プロセスからは浮かび上がってこなかったかもしれない幅広い社会的懸念の両方に基づいて行われるべきである。

バウンダリー（報告組織範囲）という側面

バウンダリーとは、報告書に表される事業体（子会社、共同事業など）のパフォーマンスの範囲のことである。報告書のバウンダリーの設定においては、組織は自身が管理下に置く事業体の範囲（「組織的バウンダリー」と表現されることも多く、財務報告書で使用される定義ともつながりがある）および自身が影響力を及ぼす事業体の範囲（「運営上のバウンダリー」と呼ばれることが多い）を検討しなければならない。バウンダリーは、具体的な課題または報告される情報の種類によって変わる場合がある。

補足：バウンダリーの設定

バウンダリーの設定に関する詳細については、次のセクションの「報告バウンダリーの設定」およびバウンダリーについてのテクニカル・プロトコルを参照のこと。

www.globalreporting.org/boundary

報告期間という側面

選定された情報は、報告組織が表明する期間枠に準拠して揃えられるべきである。実行可能な範囲で、報告期間内に生じた活動、出来事および影響を提示すべきである。これには、及ぼす影響はごく短期的なものであっても、長期的に回避不能あるいは不可逆的なものとなりうる、重大かつ合理的に予測できる蓄積作用を持つ活動に関する報告も含まれる（生態蓄積あるいは難分解性汚染物質など）。将来的な影響（プラスとマイナスの両面）を推計する場合は、報告組織は、起こりうる影響の規模、性質および範囲について自身が最もよく理解している内容を反映し、よく説明できる推計を行うべきである。その性質上、不確定要素の影響は避けられないが、推計の基盤が分かりやすく開示され、推計の限界が明確に認識されている場合に限り、このような推計は意思決定のための有益な情報を提供し

うる。このような影響の性質および可能性の開示は、それらが目に見える形となるのは将来になってからであるとしても、組織の経済的、環境的および社会的パフォーマンスをバランスよく、かつ合理的に提示するという目標に合致している。

テスト

- 報告書は、重要性、持続可能性の状況およびステークホルダー参画に基づいて優先順位が付けられた課題と指標を網羅し、バリューチェーン全体を考慮して企画されたものか。
- 別途明記されない限り、報告書に、組織の管理下にある、あるいは組織が大きな影響力を及ぼすすべての事業体が盛り込まれているか。
- 報告書内の情報に、報告期間内のすべての重大な活動または出来事、および過去の出来事による重大な将来的影響が合理的に予測可能なものであり、不可避または不可逆的なものとなりうる場合には、そのような影響の合理的な推計が盛り込まれているか。
- 報告書において、ステークホルダーの意思決定に影響するような適合情報が省かれているか。

(補足) 網羅性と品質

網羅性は、情報収集における実践（たとえば、報告書のバウンダリー内にあるすべてのサイトの結果を含むデータを確実に編集することなど）および情報の提示が合理的かつ利用者に対して適切であるかどうかということに注意を向けうる。これらの課題は報告書の品質に関係があるため、パート 1 の正確性とバランスの原則の項目において、後に詳しく扱うものとする。

報告書のバウンダリーの設定

報告書内容の確定と並行して、組織はどの事業体（子会社および共同事業など）のパフォーマンスを報告書に掲載するかを決定しなければならない。サステナビリティ報告書のバウンダリーには、報告組織の管理下にある、

あるいは報告組織が大きな影響を及ぼす事業体を含めるべきである。

所定の事業体の情報収集に関する戦略的意義は、持続可能性の影響の規模によって異なる。大きな影響を及ぼす事業体とは、一般的に組織およびそのステークホルダーに最大のリスクまたは機会をもたらす重大な影響を与え、したがって組織が説明責任を持つあるいは応答責任を負っていると認められるような事業体ということになるだろう。同時に、これらの事業体はたいていの場合、ある組織の認知された持続可能性のパフォーマンスに影響を及ぼすものでもある。図 1 は、例として A～E の事業体を使用し、事業体が報告書のバウンダリー内にあるかどうかを判断するために使うことができる視覚的ツールである。

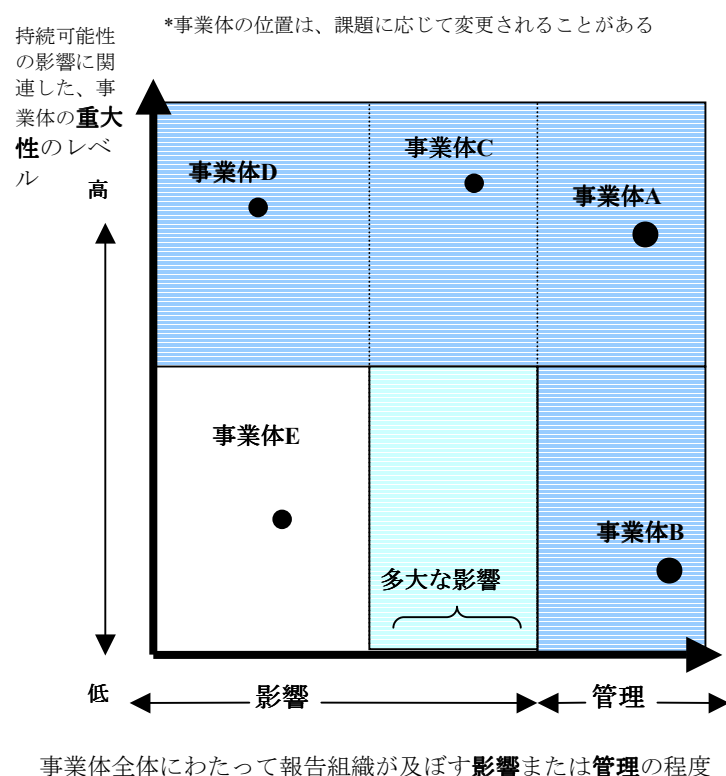


図1: 管理／影響および影響力

報告書のバウンダリー内では、すべての事業体を必ずしも同一の方法で報告するわけではない。事業体をバウンダリー内に含める方法は、報告組織の管理または影響の性質および開示内容が業務パフォーマンス、経営パフ

パフォーマンスあるいは物語的／記述的な情報に関連するかどうか、によって異なってくる。たとえば、排気ガスのデータなど業務上の情報は、組織の管理下にある事業体からは確実に集めることができるが、共同事業またはサプライヤーからは入手できない場合がある。バウンダリーの設定に関するガイダンスの意図は、事業体に関して入手可能な情報の種類は報告組織との関係の性質によって異なるという点を認識することにある。

(補足) 報告原則とバウンダリーの設定との関係

報告書のバウンダリーは、主に網羅性原則の次元のことである。しかし、バウンダリーを設定するプロセスはまた、包含性、重要性および持続可能性の状況の原則の適用とも密接に関係している。バウンダリーそのものが、保証可能性、バランス、比較可能性、正確性、タイミングの適切さおよび明瞭性の原則の適用に影響を及ぼす。

報告書のバウンダリーの設定のためのガイダンス

- サステナビリティ報告書のバウンダリー内には、（実際および潜在的に）重大な持続可能性の影響を生み出すすべての事業体、および／または、報告組織の管理下にある、あるいは報告組織が財務的および業務上の方針や実践に影響力を持つすべての事業体が含まれるべきである。
- これらの事業体は、業務パフォーマンスの指標、経営パフォーマンスの指標、または物語的記述のいずれかを通じて報告書に盛り込むことができる。
- 少なくとも、報告組織は自身の報告書に以下の事業体を指定の方法で盛り込むべきである。
 - 組織の管理下にある事業体は、業務パフォーマンスの指標の対象とすべきである。
 - 組織が多大な影響力を及ぼす事業体は、経営パフォーマンスの指標の対象とすべきである。

- 物語的な開示の対象となるバウンダリーには、組織の管理下になく、事業体から大きな影響も受けていないが、事業体側が受ける影響が重大であるため、組織の主要な取組に関係がある事業体を含めるべきである。
- 報告組織は、設定されたバウンダリー内の特定の事業体または事業体グループに関するデータが、最終的な開示結果に大きな変化をもたらさない場合は、それらの事業体に関するデータを収集しなくても構わない。ただし、組織は、バウンダリー内のすべての事業体のパフォーマンス総量を考慮して、合理的かつバランスの取れたパフォーマンス図を示す責任がある。

補足：バウンタリーの設定

詳細については、バウンダリー・テクニカル・プロトコルを参照のこと。

www.globalreporting.org/boundary

報告情報の品質

このセクションには、報告情報の適切な表現など、報告情報の品質確保についての選択肢の手引きとなる原則が掲載されている。報告書に盛り込む情報の作成プロセスに関する決定は、これらの原則に合致したものとするべきである。

報告情報の品質確保のための原則

バランス

報告書は、報告組織のパフォーマンスに関するバランスの取れた、かつ合理的な説明を提供すべきである。

説明：

報告書の内容および具体的な課題に関する情報の全体的な説明では、選定、省略、あるいは、報告書読者の意思決定または判断に過度または不適切な影響を与えられる表現形式を避けて、報告組織のパフォーマンスに

ついて公平な事実を提示すべきである。報告書には好ましい成果と好ましくない成果の両方を盛り込むほか、ステークホルダーの意思決定に影響を及ぼす可能性がある重大な課題を、その重要性に応じて掲載すべきである。報告書では、事実の提示と報告組織による情報の解釈を明確に区別すべきである。

テスト

- 報告書は好ましい成果および課題と好ましくない成果および課題の両方を開示しているか。
- 報告書内の情報は、利用者がパフォーマンスの中のプラス面とマイナス面を読み取ることができる形式で提示されているか。
- 報告書のさまざまな内容に対する強調度は、その課題または情報の相対的重要性にふさわしいものとなっているか。

(補足) 報告原則の利用方法

それぞれの報告原則は、定義および説明と、報告組織が原則の利用を評価するために用いる一連のテストで構成されている。このテストは、自己診断のツールとして機能させることを目的としたものであり、内容をこれに照らして報告するための具体的な項目ではない。ただし、これらのテストは、原則の適用に関する意思決定を説明するための参照資料として使用することができる。

比較可能性

報告情報は、一貫性を保ちつつ、報告書を利用するステークホルダーが組織のパフォーマンスの経年変化や他の組織との比較を分析できるような方法で編集および提示されるべきである。

説明：

比較可能性は、パフォーマンスを解釈するための基盤である。報告書を利用するステークホルダーが、組織のこれまでのパフォーマンスとその目標に照らし、またその他の組織のパフォーマンスに照らして、経済、環境、社会的パフォーマンスを比較することができる

ようにすべきである。毎年データの計算および報告書のレイアウトに一貫性があり、これに加えて情報の準備に使用した方法および前提条件の説明が記載されていることによって、比較可能性が高まる。一貫性があれば、格付け活動の支援、投資の決定、提言プログラムおよびその他の活動の一環として、組織の内外の者がパフォーマンスのベンチマークや進捗の評価を行うことが可能となる。組織は、利用者が適切な分析比較を実行できるようにするために、絶対データと正規化データの両方を盛り込むべきである。

バウンダリー、スコープ、報告期間の長さ、または内容など（報告書のデザイン、定義および使用する指標を含む）に変更が生じた場合は、報告組織は、実行可能な場合は常に、履歴データと並べて現在の開示事項（あるいはその逆も可）を再度掲載し、時系列的な情報および組織を超えた比較が、どちらも信頼できて有益であるようにすべきである。このような再記述を掲載しない場合、報告組織はその理由を説明し、現在の開示情報を解釈するための注意事項を掲載するべきである。

テスト

- 報告書およびそれに掲載される情報は、経年比較することができるか。
- 組織のパフォーマンスは、適切な基準で比較することができるか。
- バウンダリー、スコープ、報告期間の長さ、または掲載内容という点で、基本的な報告内容が前年⁵と大きく変わった場合は、それを明らかにし、説明されているか。
- 入手可能な場合、報告組織は情報の編集について、GRI ガイドライン指標に関するGRI テクニカル・プロトコルを含め、一般に受け入れられているプロトコルを適用しているか。

⁵ このテストおよびその他のテストは、報告期間を横断した比較に言及している。これらのテストは、年次報告サイクルを前提としたものだが、組織が報告の頻度をそれよりも多くあるいは少なくする場合もある。要点は、期間を越えた比較を維持することである。

- 該当する場合は、報告書に GRI 業種別補足文書が使用されているか。

正確性

報告される情報は、報告書を利用するステークホルダーが高度の確信を持って意思決定できるよう正確かつ十分に詳細であるべきである。

説明：

経済、環境および社会的課題と指標への対応は、定性的対応から詳細な定量的測定まで、多様な方法で表現することができる。正確性を決める特徴は、情報とその情報の利用者の性質によって異なる。たとえば、定性的情報の正確性は、適切なバウウンダリー内で示される明瞭性、詳細性およびバランスによって左右されるところが大きい。一方で定量的情報の正確性は、データの収集、編集および分析に使用された具体的な方法に依存すると思われる。必要とされる正確性の具体的な基準点は、情報の利用意図によってある程度は異なってくる。ある種の意思決定には、他の場合よりも報告情報に高いレベルの正確性が必要となる。

テスト

- 報告書には、どのデータが測定値かという表示があるか。
- データ測定の技法および計算の基盤について十分に説明されており、それらを繰り返しても類似の結果が出るようになっているか。
- 定量的データの誤差の範囲が、パフォーマンスについての結論に大きな影響を及ぼさない程度に抑えられているか。
- 報告書内に、どのデータが推計されたものであり、推計にあたってどのような前提と技法が使用されたかということが記載されているか。
- 報告書中の定性的記述が、報告されているその他の報告情報および利用可能なその他の根拠に基づいた正当なものであるか。

タイミングの適切さ

報告書を利用するステークホルダーが情報に基づいた意思決定を行えるように、適時かつ定期的に情報を提示する。

説明：

情報の有益さは、ステークホルダーがそれをタイミングよく入手できるということと密接に結びついている。タイミングが適切であれば情報の有用性が確保され、利用者はその情報を各自の意思決定に効果的に取り込むことができる。

特定のニーズを満たすには日常の情報の流れが望ましいが、報告組織は、経済的、環境的、社会的パフォーマンスの統合的な開示をタイミングよく一度に提供することを誓約すべきである。このためには、報告の頻度に一貫性が必要となる。これは、経年での比較可能性とステークホルダーにとっての報告書の入手しやすさの両方を確保するために必要である。

テスト

- 報告期間内における比較的最近の情報であっても、その情報が報告書内に開示されているか。
- サステナビリティ報告のスケジュールが財務報告のサイクルと合致しているか。
- 主要なパフォーマンス情報の収集および利用可能性が、サステナビリティ報告のスケジュールと合致しているか。
- Web ベースの報告書に掲載される情報については、該当期間、更新予定時期および最終更新日が明確に示されているか。

明瞭性

情報は報告書を利用するステークホルダーが理解しやすく、アクセスしやすい方法で利用できるようにすべきである。

説明：

報告書には、（印刷物またはその他の媒体のいずれの場合も）組織の幅広いステークホルダーが理解しやすく、アクセスしやすく、利

用しやすい方法で情報が掲載される。組織は、重要情報を損なわずに、ただし過度あるいは不必要な詳細は避けて、ステークホルダーのコミュニケーション・ニーズを満たす方法を検討すべきである。報告情報の文脈において、明瞭性には、ステークホルダーが望む情報を不合理な苦勞なく見つけることができるような方法で提示することと、情報が分かりやすいことの両方が必要である。図表や統合されたデータ一覧によって、報告書内の情報にアクセスしやすく理解しやすい形にすることができる。

テスト

- 報告書に、報告書の利用者が必要とするレベルの情報が盛り込まれているが、過度および不必要な詳細は避けられているか。
- 報告書の利用者が、目次、マップ、リンク、その他の補助手段を使用して、不合理な苦勞をすることなく自分が希望する具体的な情報を見つけることができるか。
- 報告書に、報告書の利用者にとって馴染みがないと思われる専門用語、略語、業界用語、その他の内容について、用語集または説明が掲載されているか。
- 報告書内のデータおよび情報が、（能力、言語、技術の面で異なる）入手可能性に特別のニーズを持つステークホルダーを含め、大部分のステークホルダーが利用できるものになっているか。

保証可能性

報告書の作成に使用される情報およびプロセスは、検証および保証を行いやすい方法で記録、編集、分析および開示されるべきである。

説明：

保証可能性の原則を支える中核的コンセプトは、ステークホルダーが報告書の内容と報告原則の適用に関する信頼性をチェックできるという確信を持つべきであるというものである。報告書の基調をなす意思決定プロセスは、主要な決定事項（ステークホルダー参画プロセスおよび報告書の内容およびバウンダリー

の確定プロセスなど）の基盤を検証できるような方法で文書化されるべきである。報告書中の情報およびデータは、報告書執筆者以外の者による検証が可能な社内文書によって裏付けられているべきである。サステナビリティ報告書では、社内の記録またはその他の形式の証拠によって裏付けられていないパフォーマンスに関する情報の開示を行うべきではない。情報システムの計画にあたり、報告組織は、システムが独立機関などによる保証の対象となる可能性があることを予測しておくべきである。

テスト

- 内容と報告書作成のプロセスについて責任を負う経営陣の叙述が含まれているか。
- 保証の範囲と限度、および報告書の利用が見込まれるステークホルダーが明らかにされているか。
- 報告書中のすべての情報の一次資料が組織によって特定可能であるか。
- 組織が一次資料の信頼性を保証できるか。ならびに、そうでなければ、その事実が開示されているか。
- 誤差の許容範囲内でその信頼性または正確性を保証する説明が、元データまたは情報の所有者から入手できるか。
- 技術的に複雑な計算についての前提または方法を裏付けるために、信頼性の高い情報源から得られる外部証拠があるか。

パート 2：標準的開示

このセクションでは、ガイドラインのパート 1 にある内容決定についてのガイダンスに従った、サステナビリティ報告書に掲載すべき基本的内容を明記する。報告組織は、自身の報告書を編集する上で、以下の論理構造に従うことを奨励されるが、ほかの形式を選ぶこともできる。

一般的な開示

1: 戦略および分析

1.1 CEO および会長、あるいは、組織およびその戦略に対するサステナビリティの妥当性に関して報告書発行責任のある経営陣から独立している組織の長による声明。

この声明では、報告書を発行する組織の短中期的な（3～5 年など）総合的ビジョンと戦略、特に、経済、環境および社会的パフォーマンスと関連した主な取組のマネジメントについて提示すべきである。この声明で網羅すべき内容は、以下の通りである。

- 国際的に合意されている基準の尊重など、サステナビリティに関する短中期的な戦略的優先事項と主要課題、およびそれらが長期的な組織の戦略および成功とどのように関係しているかという点。
- 組織に影響を及ぼし、サステナビリティの優先事項に影響を与える幅広い動向（マクロ経済的あるいは政治的な動向など）
- 報告期間中の主要な出来事、達成事項、および失敗
- 目標に対するパフォーマンスへの見解
- 翌年の組織の主要な課題と目標、および今後 3～5 年間の目標に関する展望

1.2 主要なリスクおよび機会の説明

報告組織は、2 つのセクションを割いて、組織とそのステークホルダーにとって戦略的重要性が最も高い、パフォーマンスおよびその他の背景状況情報を要約すべきである。セクシ

ョン A は、国内法および国際的に合意された関連基準によって規定された権利を含め、組織のサステナビリティへの影響とステークホルダーに対する効果を簡潔な物語形式で記述するものとする。この際、組織に対するステークホルダーの関心事項の範囲を考慮に入れるべきである。セクション B では、組織の見通しに対するサステナビリティの動向、リスク、および機会が及ぼす影響を把握することに関連した情報の開示を重点的に扱うべきである。この際、特に、財務上のステークホルダーにとって重要な、あるいは将来的に重要となりうる情報に全力を投じるべきである。

セクション A で網羅すべき点は以下の通りである。

- 国内法および国際的に合意されている基準における期待事項により明示されているステークホルダーの権利に対する影響など、サステナビリティおよび関連する主要な課題および機会について、組織が及ぼす重要な影響についての記述
- こうした課題および機会に対する組織のアプローチの優先順位についての説明
- 基準を下回るパフォーマンスの理由の評価など、報告期間中のこれらの課題および関連したパフォーマンスに対処する上での、進捗状況についての主要な結論
- パフォーマンスおよび／または主要な変更に対処するために実施されている主なプロセスの記述

セクション B で網羅すべき点は以下の通りである。

- サステナビリティの動向に由来する最も重要なリスクおよび機会の記述
- 事業戦略、競争上の立場、質的および（可能な場合は）量的な組織価値の推進要因に対して、主要なリスクおよび機会が及ぼしうる影響に照らした、リスクおよび機会の説明と優先順位付け

- 以下の項目をまとめる表
 - 目標、目標に照らしたパフォーマンス、さらにさまざまなリスクおよび機会に関して学んだことについての注釈
 - 主要なリスクおよび機会に関する優先順位、目的および中期目標（3～5年）
- これらのリスクおよび機会を管理することに特化して設置された管理メカニズムの簡潔な記述、さらにその他の関連リスクおよび機会の特定

2: 組織のプロフィール

- 2.1** 報告組織の名称
- 2.2** 主なブランド、製品および／またはサービス。提供する製品／サービスのボリュームまたは数量を含む
- 報告組織は、これらの製品およびサービスの提供における組織自体の役割の性質のほか、組織がどの程度アウトソーシングに依存しているかという点を示すべきである。
- 2.3** 組織および主要部署の経営構造、事業会社、子会社および共同事業
- 2.4** 組織が事業展開する国
- 2.5** 所有形態の性質および法的形式
- 2.6** 参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客／受益者の種類を含む）
- 2.7** 以下の項目を含む報告組織の規模
- 従業員数
 - 純売上高（民間組織について）あるいは純収入（公的組織について）
 - 負債および株主資本に関する総株式資本の内訳（民間組織について）
- 報告組織は上記に加え、必要に応じて以下のような追加情報を提供することが推奨されている。
- 総資産

- 以下に関して、国／地域ごとの内訳
 - 総収入の 5%以上を占める国／地域による売上／収入
 - コスト
 - 従業員

- 2.8** 施設の開業、閉鎖および拡大を含め、立地について、あるいは運営変更に関して報告期間中になされた重要な意思決定事項

3: 報告要素

報告の範囲／プロフィール

- 3.1** 報告書またはその内容に関する質問の窓口
- 3.2** 提供する情報の報告期間（会計年度／暦年など）
- 3.3** 前回の報告書発行日（該当する場合）
- 3.4** 経済、環境および社会的課題と指標の採択およびそれらに適用される測定方法に関して、前年までとの大きな変更点
- 3.5** 今後の報告予定
- 3.6** 補足文書およびプロトコルを含む GRI 報告枠組みのどの文書が適用されているかということ、およびその適用の度合いを明らかにする。

プロセスの説明

- 3.7** 報告書内の課題の重要性および優先順位を判断するためのプロセス、および組織が報告書の利用を期待するステークホルダーの特定を含めた、報告書の内容を確定するためのプロセス

通常は、報告書内容の確定および関連する原則に対して、組織がどのようにガイドラインを適用したかに言及するのが妥当であろう。

- 3.8 報告書のスコープに関する具体的な制限事項を明記する。
- る年／期間、事業の性質、測定方法の変更など）。

- 3.9 報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤。

- 3.10 特に報告書のために行われるステークホルダー参画についてのアプローチ。参画の種類およびステークホルダーのグループごとの内訳。

- 3.11 特に報告書作成の目的で実施されるステークホルダー参画活動から得られる情報の種類（主要な課題および懸案事項など）

報告書のバウンダリー

- 3.12 報告書のバウンダリー（国／地域、部署／施設／共同事業／子会社）

バウンダリーおよびスコープが、組織の経済、環境、社会的影響の全体の範囲と一致しない場合は、完全に網羅したものを提供するための戦略および予定スケジュールを明記する。

- 3.13 前回の報告書以降に生じた規模、構造、所有形態または製品／サービスに関する大幅な変更

これらの変更が報告書のバウンダリーに影響したかどうかの説明を含める。

- 3.12 共同事業、部分所有の子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務、および、時系列での、および／または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の状況に関する報告の理由。

- 3.13 以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの性質および効果の説明、およびそのような再記述を行う理由（合併／買収、基本とな

GRI 内容索引

- 3.14 報告書内の標準的開示の場所を示す表¹。

以下の開示項目、およびパフォーマンス指標が掲載されているページ番号を特定する。

- 戦略および分析 1.1～1.2
- 組織のプロフィール 2.1～2.8
- 報告要素 3.1～3.16
- ガバナンス、コミットメントおよび参画 4.1～4.18
- カテゴリーごとのマネジメント方法の開示
- 中核パフォーマンス指標
- 盛り込まれている GRI の追加指標
- 報告書に盛り込まれている GRI の業種別補足文書の指標

保証

- 3.15 報告書の第三者保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、保証の提供者との関係の性質のほかに、第三者保証の範囲および基盤を説明する。

4: ガバナンス、コミットメント、および参画

ガバナンス

- 4.1 組織の戦略の設定または監督など、特別な業務を担当する最高統治機関

¹ 最も高い報告レベルには、中核指標の省略の説明を含めることが適切であるという点に注意すること。報告レベルに関する詳細は、P56 を参照のこと。

の下にある委員会を含む統治構造（ガバナンスの構造）。

このような委員会の任務および構成（社外メンバーおよび／または非執行メンバーを含む）を説明し、経済、社会および環境的パフォーマンスに対する直接的責任を示す。

4.2 最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す（兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す）。

4.3 単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび／または非執行メンバーの人数を明記する。

組織が「社外」および「非執行」をどのように定義しているかを明記する。この要素は、単一の理事会構造を持つ組織にのみ適用される。用語集の独立の定義に関する項目を参照のこと。

4.4 株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム。

以下のプロセスへの参照を盛り込む。

(i) 少数株主が最高統治機関に意見を表明できるようにするための株主決議またはその他のメカニズムの利用、(ii) 組織レベルの「労使協議会」などの正式な代表組織および最高統治機関内の従業員代表との、職務上の関係についての従業員への通知および協議

報告期間中にこれらのメカニズムから生じる経済、環境、社会的パフォーマンスに関する主要な課題を明らかにする。

4.5 最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬（退任の取り決めを含む）と組織のパフォー

フォーマンス（社会的および環境的パフォーマンスを含む）との関係。

4.6 経済、環境および社会的パフォーマンスに関連する課題を含め、組織の戦略を導くために、最高統治機関のメンバーに求められる適性および専門性を決定するためのプロセス。

4.7 最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するためのプロセス。

4.8 経済、環境および社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション（使命）およびバリュー（価値）についての声明、行動規範および原則。

これらが (i) 組織全体を通じて、異なる地域および部署／ユニットでどの程度適用されているか、および (ii) 組織内で合意された基準にどの程度関連性があるか、という点を含む。

4.9 組織が経済、環境および社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会を特定かつマネジメントしていること、さらに国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守、を含む。

最高統治機関がサステナビリティのパフォーマンスを評価する頻度を含む。

4.10 最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済、環境および社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス。

外部のイニシアティブへのコミットメント

4.11 組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、および

その方法はどのようなものかについての説明。

これには、経営計画または新製品の開発および導入におけるリスク・マネジメントについての組織の取り組みを説明する事例が含まれる場合もある。参考資料として、予防的アプローチについてのリオ原則第 15 条に関する用語集の項目を参照のこと。

- 4.12** 外部で開発された、自主的な経済、環境、社会的憲章、一連の原則、あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ。

採択日、適用される国／事業、これらのイニシアティブの開発および統治におけるステークホルダー参画の範囲、を含む。

- 4.13** (企業団体などの) 団体および／または国内外の提言機関における重要な会員資格。

ステークホルダー参画

これらの開示項目では、報告期間全体にわたって実施した、報告書の作成目的ではない一般的なステークホルダー参画に言及する。

- 4.14** 組織に参画したステークホルダー・グループのリスト

ステークホルダー・グループの例は以下の通りである。

- コミュニティ
- 市民団体
- 顧客
- 株主および資本提供者
- サプライヤー(供給者)
- 労働組合
- 直接的および間接的な労働力

- 4.15** 参画してもらおうステークホルダーの特定および選定の基準

これには、組織のステークホルダーの特定、および、どのグループに参

画してもらい、どのグループを参画させないか、という決定のプロセスが含まれる。

- 4.16** 種類ごとの、およびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ。

これには、調査、フォーカス・グループ、コミュニティ・パネル、企業諮問パネル、文書でのコミュニケーション、経営者／組合の構造およびその他の手段が含まれる場合がある。

- 4.17** ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要な課題および懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか。

(補足) サステナビリティの柱
サステナビリティのパフォーマンスは、経済、社会、環境的という 3 つの分野に分類することができる。これらの分野によって、指標をまとめる原則が提供されている。ただし、これらのカテゴリーには高い相関関係があり、その他のスキームで指標をまとめることもできる。

5: マネジメント・アプローチに関する開示とパフォーマンス指標

サステナビリティのパフォーマンス指標についてのセクションは、経済、環境、社会というカテゴリに基づいて編成される。社会的なサステナビリティ指標は、さらに、労働、人権、社会、および製品責任に分類される。それぞれのカテゴリには、マネジメント・アプローチ（経営取り組み）に関する開示（「マネジメント・アプローチ」）と、それに対応する一連の中核および追加のパフォーマンス指標が含まれる。中核指標とは、ほとんどのステークホルダーが関心を持っており、GRI 報告原則に基づいて別途説明されない限り、重要であると想定されるもののことである。追加指標とは、新たに生じてきている実務慣行を示す指標、または特定の組織という文脈では重要と思われる課題に対応しているが、大多数にとっては重要ではないものを指す。

マネジメント・アプローチに関する開示では、パフォーマンス情報のための背景状況を設定する、それぞれのカテゴリの下に特定される側面に対する組織のアプローチの簡単な概要が提示されるべきである。組織は、そのマネジメント・アプローチに関する開示を、あるカテゴリに含まれるすべての側面を網羅するように、または複数カテゴリの側面に対処するように、構成することができる。ただし、開示事項は、その形式またはグループ分けに関わらず、それぞれのカテゴリに関連するすべての側面に十分に対処しているべきである。

戦略および分析（上述）に関する開示項目 1.1 および 1.2 は、組織が全体として直面しているリスクと機会に焦点を当てることを目的としている。マネジメント・アプローチに関する開示のいずれかの項目に対応する情報が、戦略および分析の開示、あるいは報告書のその他のセクションにも含まれている場合は、マネジメント・アプローチの中でそれを繰り返す必要はないが、繰り返し掲載すればステークホルダーにとって役立つかもしれない。

各カテゴリの中で、マネジメント・アプローチの後には具体的なパフォーマンス指標が続く。業種別補足文書の最終版がある場合は、報告書内容の確定についてのガイダンスで述べているように、報告書では、この補足文書もレビューすべきである。指標についての報告においては、組織はデータ編集に関する以下のガイダンスを念頭に置くべきである。

- 短中期的に定められた将来の目標のほか、現在の報告期間（1 年など）と少なくともこれより前 2 期の報告期間についての情報を提示すべきである。
- パフォーマンス指標には、指標に関する情報の解釈および編集について基本的ガイダンスを提供するテクニカル・プロトコルを添付する。組織は、指標を報告する際にはプロトコルを使用すべきである。
- 場合によっては、比率または正規化データが有効かつ適切なデータの提示形式となる。比率または正規化データを使用する場合は、絶対データも提供すべきである。
- 組織に関係のある業種別補足文書の最終版が存在する場合は、それに記載されている指標は中核指標とみなされる。
- 報告組織は、情報の適切な集約レベルを決定すべきである。ガイドラインのパート 3 に掲載されている追加ガイダンスを参照のこと。

経済パフォーマンス指標

サステナビリティの経済的側面は、そのステークホルダーの経済状況、および地方、国、グローバルなレベルの経済システムに対して組織が及ぼす影響に関連するものである。経済指標では、以下の項目が明らかとなる。

- 異なるステークホルダー間の資本の流れ
- 社会全体を通じた企業の主な経済的影響

組織自体の財務上のパフォーマンスが、組織とそのサステナビリティの基盤を理解する基礎となる。しかし、この情報は、通常はすでに組織の財務会計で報告されている。多くの場合はあまり報告されていないが、サステナビリティ報告書の利用者から要望が多いのは、組織自体のサステナビリティではなく、より大きな経済システムのサステナビリティに対する組織の貢献についてである。

マネジメント・アプローチに関する開示

下記の側面を参照にして、以下の項目に関する簡潔な開示を提供する。

- a. 経済的パフォーマンス
- b. 市場での存在感
- c. 間接的な経済的影響

方針

上述の分野に関する組織の全体的なコミットメントを明示する組織全体の方針（または複数の方針）をすべて簡潔に記載する、あるいはこれらが公表されている場所（Web のリンクなど）を記載する。

責任

経済分野での経営責任を持つ最上位の役職を特定する。あるいは、経済分野に関して上級のレベルでの経営責任がどのように分担されているかを説明する。

マネジメント

外部から取得した経済関係のシステムの認証など、マネジメント・アプローチの主要な要素を特定する。認証でカバーされる事業の割合を示す。

目標とパフォーマンス

上述の経済的側面のパフォーマンスについて設定された組織全体の目標を一覧で掲載する。²

目標に対するパフォーマンスを報告する。GRI パフォーマンス指標に加え、必要に応じて企業に固有の指標を使用する。

²「目標」とは、組織が達成を目指し、その進捗を測定することができる全組織的成果のことを指す。

受賞歴

組織が外部から授与された、経済的課題についてのパフォーマンスに関連する賞を明らかにする。

罰金

組織、または自身が属する組織内での役割を果たす上で取締役および幹部職員に対して科された、経済関連の民事制裁金および刑事罰金の総額およびその他の罰則（収監を含む）を示す。多額の罰金支払、あるいは組織の取締役または幹部職員の収監の原因となった問題の解決のために取られた対策の内容を説明する。

背景

報告書を利用するステークホルダーが、以下の項目を含む組織のパフォーマンスを理解するために必要なその他の関連情報を開示する。

- 主な成功事例と欠点
- 経済的課題に関連する組織の主要なリスクと機会
- パフォーマンスを改善するため、報告期間内でのシステムまたは構造の大きな変更

経済パフォーマンス指標

側面：経済的パフォーマンス

- EC1.** 収益、営業経費、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保、および資本提供者や政府に対する支払いなど、発生した、あるいは分配された経済的価値（中核）
- EC2.** 気候変動により財務面への予想される影響（中核）
- EC3.** 確定給付年金制度の組織負担の範囲（中核）
- EC4.** 政府から受けた財務的支援（中核）

側面：市場での存在感

EC5. 重要な営業地域について、現地の最低賃金と比較した新入社員の賃金（中核）

EC6. 重要な営業地域での業務慣行、および地元のサプライヤーへの支出の割合（中核）

EC7. 現地採用の手順、重要な営業地域で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合（中核）

側面：間接的な経済的影響

EC8. 公共の利益を提供する、基盤施設（インフラ）投資および支援したサービスの記述（中核）

EC9. 間接的な経済的影響（追加）

環境パフォーマンス指標

サステナビリティの環境的側面とは、生態系、土地、空気および水などの生物および非生物から成る自然体系に及ぼす組織の影響に関するものである。環境パフォーマンス指標には、インプット（原材料、エネルギー、水）とアウトプット（排出物、廃水、廃棄物）に関連するパフォーマンスが含まれる。加えて、生物多様性、環境法規制遵守、さらに環境経費および製品・サービスの影響などのその他の関連情報も含まれる。

マネジメント・アプローチに関する開示

下記の側面を参照にして、以下の項目に関する簡潔な開示を提供する。

- a. 原材料
- b. エネルギー
- c. 水
- d. 生物多様性
- e. 排出物、廃水および廃棄物
- f. 製品およびサービス
- g. 輸送

方針

上述の分野に関する組織の全体的なコミットメントを明示する組織全体の方針（または複数の方針）をすべて簡潔に記載する、あるいは、これらが公表されている場所（Web のリンクなど）を記載する。

責任

環境分野の経営責任を持つ最上位の役職を明らかにする。あるいは、環境分野に関して上級のレベルでの経営責任がどのように分担されているかを説明する。

マネジメント

外部から取得した環境関係のシステムの認証を含む、マネジメント・アプローチの主要な要素を特定する。認証でカバーされる事業の割合を示す。

目標とパフォーマンス

上述の環境テーマに対するパフォーマンスについて設定された組織全体の目標を一覧で掲載する。³

目標に対するパフォーマンスを報告する。GRI パフォーマンス指標に加え、必要に応じて企業に固有の指標を使用する。

受賞歴

組織が外部から授与された、環境的課題についてのパフォーマンスに関連する賞を明らかにする。

罰金

組織、または自身が属する組織内での役割を果たす上で取締役および幹部職員に対して科された、環境関連の民事制裁金および刑事罰金の総額およびその他の罰則（収監を含む）を示す。多額の罰金支払、あるいは組織の取締役または幹部職員の収監の原因となった問題の解決のために取られた対策の内容を説明する。

³ 「目標」とは、組織が達成を目指し、その進捗を測定することができる全組織的成果のことを指す。

背景

報告書を利用するステークホルダーが、以下の項目を含む組織のパフォーマンスを理解するために必要なその他の関連情報を開示する。

- 主な成功事例と欠点
- 環境的課題に関連する組織の主要なリスクと機会
- パフォーマンスを改善するため、報告期間内でのシステムまたは構造の大きな変更

環境パフォーマンス指標

側面：原材料

- EN 1.** 使用原材料の重量（中核）
- EN2.** リサイクル由来の使用原材料の割合（中核）

側面：エネルギー

- EN3.** 1 次エネルギー源ごとに分類された直接的エネルギー消費量（中核）
- EN4.** 1 次エネルギー源ごとに分類された間接エネルギー消費量（中核）
- EN5.** 総エネルギー消費量の中で再生可能資源が占める割合（追加）
- EN6.** 省エネルギーおよび効率改善によって節約された総エネルギー量（追加）
- EN7.** エネルギー効率の高い製品およびサービスを提供する率先取組（追加）
- EN8.** 間接的エネルギー消費量削減のための率先取組（追加）

側面：水

- EN9.** 水源からの総取水量（中核）

- EN10.** 取水により著しい影響を受ける水源および関連する生息環境（追加）

- EN11.** 水のリサイクルおよび再利用が総使用水量に占める割合（追加）

側面：生物多様性

- EN12.** 保護地域内、あるいはそれに隣接した場所に所有、賃借、あるいは管理している土地の所在地および面積（中核）

- EN13.** 保護地域での活動の重大な影響に関する説明（中核）

- EN14.** 保護または復興されている生息地域の面積（追加）

- EN15.** 生物多様性への影響を管理するためのプログラム（追加）

- EN16.** 事業によって影響を受ける地区における生息地域に生息する IUCN のレッドリスト種（絶滅危惧種）の数。絶滅危険性のレベルごとに分類する。（追加）

側面：排出物、排水および廃棄物

- EN17.** 温室効果ガス排出量（中核）

- EN18.** オゾン層破壊物質の排出量（中核）

- EN19.** NOx、SOx およびその他の重大な排気物質（重量で表記）（中核）

- EN20.** 種類および廃棄先別の廃棄物の総量（中核）

- EN21.** 総排水量および水質（中核）

- EN22.** 重大な漏出の総件数および漏出量（中核）

- EN23.** その他の間接的な温室効果ガス排出量（中核）

EN24. バーゼル条約付属文書Ⅰ、Ⅱ、ⅢおよびⅧの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入あるいは輸出の重量（追加）

EN25. 排水および流出液により著しい影響を受ける水源および関連する生息環境（追加）

側面：製品およびサービス

EN26. 製品およびサービスの環境影響と影響削減の程度を管理する率先取組（中核）

EN27. 使用済みとなった時点で再生利用される販売製品の、カテゴリー別の割合（中核）

側面：遵守

EN28. 適用される環境規制への違反の発生件数、および、それに対する罰金または罰金以外の制裁措置（中核）

側面：輸送

EN29. 流通目的で使用される輸送の、重大な環境への影響（追加）

側面：総合

EN30. 種類別の環境保護目的の総支出（追加）

社会パフォーマンス指標

サステナビリティの社会的側面とは、事業をそこで展開している社会システムに組織が及ぼす影響に関するものである。

GRI の社会パフォーマンス指標は、労働慣行、人権、消費者、コミュニティおよび社会におけるその他のステークホルダーに影響を与えるより幅広い課題をめぐる、主要なパフォーマンスの側面を明らかにする。

社会パフォーマンス指標：労働慣行とディセント・ワーク（公正な労働条件）

労働慣行と人権のパフォーマンスのカテゴリーに含まれる具体的な側面は、国際労働機関（ILO）の条約など国際的に認知されている普遍的基準や、国連の世界人権宣言およびその議定書など国際的な文書に基づいている。特に労働慣行と人権の指標は、企業の社会責任に直接対応している ILO の「多国籍企業と社会政策に関する原則の三者宣言」と経済協力開発機構（OECD）の「多国籍企業ガイドライン」という 2 つの文書も参考にしている。

マネジメント・アプローチに関する開示

下記の側面を参照にして、以下の項目に関する簡潔な開示を提供する。

- a. 雇用
- b. 労使関係
- c. 労働安全衛生
- d. 研修および教育
- e. 多様性および機会均等

方針

上述の分野に関する組織の全体的なコミットメントを明示する組織全体の方針（または複数の方針）があれば簡潔に記載する、あるいは、これらが公表されている場所（Web のリンクなど）、および上述の国際的基準および条約への参照リンクを記載する。

責任

労働分野での経営責任を持つ最上位の役職を特定する。あるいは、労働分野に関して上級のレベルでの経営責任がどのように分担されているかを説明する。

マネジメント

マネジメント責任の部門を支援するマネジメント・アプローチの主要素を明確にする。これには、報告組織の運営変更の従業員への通知、従業員との協議および交渉を含む手順と、サプライチェーンに設定されている監視システムについての記述、が含まれるべきである。また、外部から取得した労働関係のシステムの認証について表示する。認証でカバーされる事業の割合を示す。

目標とパフォーマンス

労働分野に関連するパフォーマンスについて設定された組織全体の目標を一覧表で示し、前述の国際基準および条約への参照リンクを掲載する。⁴

目標に対するパフォーマンスを報告する。GRIパフォーマンス指標に加え、必要に応じて企業に固有の指標を使用する。

受賞歴

組織が外部から授与された、労働課題についてのパフォーマンスに関連する賞を明らかにする。

罰金

組織、または自身が属する組織内での役割を果たす上で取締役および幹部職員に対して科された、労働関連の民事制裁金および刑事罰金の総額およびその他の罰則（収監を含む）を示す。多額の罰金支払、あるいは組織の取締役または幹部職員の収監の原因となった問題の解決のために取られた対策の内容を説明する。

背景

報告書を利用するステークホルダーが、以下の項目を含む組織のパフォーマンスを理解するために必要なその他の関連情報を開示する。

- 主な成功事例と欠点
- 労働の課題に関連する組織の主要なリスクと機会
- パフォーマンス改善のため、報告期間内でのシステムまたは構造の大きな変更

労働慣行とディースト・ワーク（公正な労働条件）のパフォーマンス指標

側面：雇用

LA1. 雇用の種類および地域別の総労働力の内訳（中核）

⁴「目標」とは、組織が達成を目指し、その進捗を測定することができる全組織的成果のことを指す。

LA2. 従業員の総離職数および離職率の年齢および性別による内訳（中核）

LA3. 派遣社員またはアルバイト従業員には支給されず、正社員には支給される最低手当（追加）

側面：労使関係

LA4. 独立した労働組合組織に代表される、あるいは団体協約の対象となっている従業員の割合（中核）

LA5. 運営の変更に関する、従業員および／またはその代表への最短通知期間、および彼らとの協議と交渉についての実務慣行（中核）

側面：労働安全衛生

LA6. 労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる従業員の割合（中核）

LA7. 傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の死亡者数（中核）

LA8. HIV／AIDS またはその他の深刻な感染症に感染している労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている、教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム（中核）

LA9. 労働安全衛生管理の取り組みの要素（追加）

LA10. 労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ（追加）

側面：研修および教育

LA11. 従業員あたりの、従業員のカテゴリ一別年間平均研修時間（中核）

LA12. 従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了管理を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム（追加）

LA13. 定常的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合（追加）

側面：多様性および機会均等

LA14. 統治機関の構成および性別、年齢、マイノリティーグループ、およびその他の多様性の指標に従ったカテゴリ別の従業員の内訳（中核）

LA15. 従業員カテゴリ別の男性および女性の平均報酬の比率（追加）

社会パフォーマンス指標：人権

人権パフォーマンス指標は、投資およびサプライヤー／請負業者の選定の一環として人権に与える影響がどの程度考慮されているかという点について、組織の報告を求めている。さらに、この中には、人権、特に無差別、結社の自由、児童労働および強制労働に関連した事例について、従業員や警備担当者への研修が含まれる。人権は、国連世界人権宣言とその議定書、および 1998 年の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」に定義されている。

マネジメント・アプローチに関する開示

下記の側面を参照にして、以下の項目に関する簡潔な開示を提供する。

- a. 経営実務慣行
- b. ILO 条約 100 および 111 に定義されている権利を含む無差別
- c. ILO 条約 87 および 98 に定義されている結社および団体交渉の自由
- d. ILO 条約 138 および 182 に定義されている児童労働の廃止

- e. ILO 条約 29 および 105 に定義されている強制労働の防止
- f. 懲罰慣行
- g. 保安慣行
- h. 先住民の権利

方針

上述の分野に関する組織の全体的なコミットメントを明示する組織全体の方針（または複数の方針）があれば簡潔に記載する、あるいは、これらが公表されている場所（Web のリンクなど）、および上述の国際的基準および条約への参照リンクを記載する。

責任

人権分野での経営責任を持つ最上位の役職を特定する。あるいは、人権分野に関して上級のレベルでの経営責任がどのように分担されているかを説明する。

マネジメント

マネジメント責任の部門を支援するマネジメント・アプローチの主要素を特定する。これには、サプライチェーンに設定されている監視メカニズムと結果を含む、運営に関連する人権に対処するためのガイドラインおよび手順の説明を含めるべきである。独立した監督システムがどの程度使用されているかを明確にする。また、外部から取得した人権関係のシステムの認証について表示する。認証でカバーされる事業の割合を示す。

目標とパフォーマンス

上述の人権に関するテーマのパフォーマンスについて設定された組織全体の目標を一覧で掲載する。⁵

目標に対するパフォーマンスを報告する。GRI パフォーマンス指標に加え、必要に応じて企業に固有の指標を使用する。

⁵「目標」とは、組織が達成を目指し、その進捗を測定することができる全組織的成果のことを指す。

受賞歴

組織が外部から授与された人権の課題についてのパフォーマンスに関連する賞を明らかにする。

罰金

組織、または自身が属する組織内での役割を果たす上で取締役および幹部職員に対して科された、人権関連の民事制裁金および刑事罰金の総額およびその他の罰則（収監を含む）を示す。多額の罰金支払、あるいは組織の取締役または幹部職員の収監の原因となった問題の解決のために取られた対策の内容を説明する。

背景

報告書を利用するステークホルダーが、以下の項目を含む組織のパフォーマンスを理解するために必要なその他の関連情報を開示する。

- 主な成功事例と欠点
- 人権の課題に関連する組織の主要なリスクと機会
- パフォーマンス改善のため、報告期間内でのシステムまたは構造の大きな変更

人権パフォーマンス指標

側面：経営実務慣行

- HR1.** 人権条項を含む、あるいは人権についての適正審査を受けた重大な投資協定の割合（中核）
- HR2.** 人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤーおよび請負業者の割合（中核）
- HR3.** 研修を受けた従業員数を含め、運営に関連する人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の種類（追加）

側面：無差別

- HR4.** 差別事例（中核）

側面：結社の自由

- HR5.** 結社および団体交渉の自由の侵害の事例

側面：児童労働

- HR6.** 児童労働の事例（中核）

側面：強制労働

- HR7.** 強制労働の事例（中核）

側面：懲罰慣行

- HR8.** 報復防止措置を含め、人権に関して顧客、従業員およびコミュニティから挙げられた苦情および不満に関する手続き（追加）

側面：保安慣行

- HR9.** 人権に関する組織の方針または手続きの研修を受けた保安要員の割合（追加）

側面：先住民の権利

- HR10.** 先住民の人権に関わる事例（追加）

社会パフォーマンス指標：社会

社会的パフォーマンス指標は、組織が事業展開するコミュニティに及ぼす組織の影響と、組織とその他の社会機関との交流に付随するリスクの管理および調停の方法を開示することに注目するものである。特に、贈収賄や不正行為、公共政策の策定における不当な影響および独占的慣行に起因するリスクに関する情報が求められる。

マネジメント・アプローチに関する開示

下記の側面を参照にして、以下の項目に関する簡潔な開示を提供する。

- a. コミュニティ
- b. 不正行為
- c. 公共政策
- d. 非競争的な行動

方針

上述の分野に関する組織の全体的なコミットメントを明示する組織全体の方針（または複数の方針）があれば簡潔に記載する、あるいは、これらが公表されている場所（Web のリンクなど）を記載する。

責任

社会的分野での経営責任を持つ最上位の役職を特定する。あるいは、社会的分野に関して上級のレベルでの経営責任がどのように分担されているかを説明する。

マネジメント

外部から取得した社会関係のシステムの認証を含む、マネジメント・アプローチの主要な要素を特定する。認証でカバーされる事業の割合を示す。

目標とパフォーマンス

上述の社会的テーマのパフォーマンスについて設定された組織全体の目標を一覧で掲載する。⁶

目標に対するパフォーマンスを報告する。GRI パフォーマンス指標に加え、必要に応じて企業に固有の指標を使用する。

受賞歴

組織が外部から授与された、社会的課題についてのパフォーマンスに関連する賞を明らかにする。

罰金

組織、または自身が属する組織内での役割を果たす上で取締役および幹部職員に対して科された、社会関連の民事制裁金および刑事罰金の総額およびその他の罰則（収監を含む）

⁶「目標」とは、組織が達成を目指し、その進捗を測定することができる全組織的成果のことを指す。

を示す。多額の罰金支払、あるいは組織の取締役または幹部職員の収監の原因となった問題の解決のために取られた対策の内容を説明する。

背景

報告書を利用するステークホルダーが、以下の項目を含む組織のパフォーマンスを理解するために必要なその他の関連情報を開示する。

- 主な成功事例と欠点
- 社会的課題に関連する組織の主要なリスクと機会
- パフォーマンス改善のため、報告期間内でのシステムまたは構造の大きな変更

社会のパフォーマンス指標

側面：コミュニティ

- S01.** 参入、事業展開および存続を含む、コミュニティに対する事業の影響を評価し、管理するためのプログラムと実務慣行（中核）

側面：不正行為

- S02.** 不正行為を防止するための研修およびリスク分析の程度（中核）
- S03.** 不正行為の事例に対応して取られた措置（中核）

側面：公共政策

- S04.** 公共政策開発への参加およびロビー活動（中核）
- S05.** 政党または関連機関への国別内訳付き献金総額（追加）

側面：非競争的な行動

- S06.** 非競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行に関する法的措置の事例とその結果（追加）

社会パフォーマンス指標：製品責任

製品責任パフォーマンス指標では、安全衛生、情報とラベル表示、マーケティングおよびプライバシーに関して、顧客に直接影響を与える組織の製品およびサービスの報告という側面を取り上げる。

これらの側面は、主に、内部手順および手順が遵守されていない程度についての開示によって網羅される。

マネジメント・アプローチに関する開示

下記の側面を参照にして、以下の項目に関する簡潔な開示を提供する。

- a. 顧客の安全衛生
- b. 製品およびサービス
- c. マーケティング・コミュニケーション
- d. 顧客のプライバシー

方針

上述の分野に関する組織の全体的なコミットメントを明示する組織全体の方針（または複数の方針）があれば簡潔に記載する、あるいは、これらが公表されている場所（Web のリンクなど）を記載する。

責任

製品責任の分野に関する経営責任を持つ最上位の役職を明らかにする。あるいは、製品責任の分野に関して上級のレベルでの経営責任がどのように分担されているかを説明する。

マネジメント

外部から取得した製品責任関係のシステムの認証を含む、マネジメント・アプローチの主要な要素を特定する。認証でカバーされる事業の割合を示す。

目標とパフォーマンス

上述の製品責任がテーマのパフォーマンスについて設定された組織全体の目標を一覧で掲載する。

目標に対するパフォーマンスを報告する。GRI パフォーマンス指標に加え、必要に応じて企業固有の指標を使用する。

受賞歴

組織が外部から授与された、製品責任の課題についてのパフォーマンスに関連する賞を明らかにする。

罰金

組織、または自身が属する組織内での役割を果たす上で取締役および幹部職員に対して科された、製品責任関連の民事制裁金および刑事罰金の総額およびその他の罰則（収監を含む）を示す。多額の罰金支払、あるいは組織の取締役または幹部職員の収監の原因となった問題の解決のために取られた対策の内容を説明する。

背景

報告書を利用するステークホルダーが、以下の項目を含む組織のパフォーマンスを理解するために必要なその他の関連情報を開示する。

- 主な成功事例と欠点
- 製品責任の課題に関連する組織の主要なリスクと機会
- パフォーマンス改善のため、報告期間内でのシステムまたは構造の大きな変更

製品責任のパフォーマンス指標

側面：顧客の安全衛生

PR1. 製品およびサービスのライフサイクルを通じた安全衛生向上のための手順（中核）

PR2. 製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制への非遵守の事例の件数と種類**（追加）

側面：製品およびサービス

PR3. 製品およびサービスの情報とラベル表示の手順（中核）

PR4. 製品およびサービスの情報とラベル表示に関する規制への非遵守の事例の件数と種類**（追加）

- PR5.** 調査結果を含む顧客満足度を測る、顧客満足に関する手順（追加）

側面：マーケティング・コミュニケーション

- PR6.** 広告、宣伝および後援を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のための手順およびプログラム（追加）
- PR7.** 広告、宣伝および後援を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制への非遵守の事例の件数と種類**（追加）

側面：顧客のプライバシー

- PR8.** データ保護手順に従い保護されている顧客データの割合（中核）
- PR9.** 顧客のプライバシー侵害に関する正当な根拠のあるクレームの件数（追加）

**注 - これらの指標の要素は、罰金に関するマネジメント・アプローチ要件の開示での報告によってまかなわれる場合もある。

パート 3：ガイドラインの利用と報告書の編集

はじめに

報告書作成の初心者であるか経験者であるかに関わらず、すべての組織は、ガイドラインに照らして報告書を作成することが推奨される。最初のステップは、報告書の内容を決定することであり、これについてのガイダンスがパート 1 に掲載されている。すべての重要な課題に関する報告を一度に紹介しようとする組織もあれば、まず最も実用的な課題から始めて、順次そのほかの課題を段階的に報告するという組織もある。すべての報告組織は、組織自体の報告書のスコープ（報告内容範囲）を明記すべきである。

（補足）報告レベル

2002 年のサステナビリティ・リポーティング・ガイドラインでは、GRI ガイドラインの利用表明について、段階的と「準拠」という 2 つの選択肢が提供されていた。今後は、GRI 報告枠組みの応用の程度を反映し、3~5 程度の報告レベルのシステムが設けられることになるだろう。報告レベルは、自己申告が期待されるものであり、以下のような方法で、報告書作成者と利用者に役立つものとなる。

- サステナビリティ報告を始めたばかりの報告書作成者が、自身の報告の実務慣行を徐々に発展させていくために、さまざまな進め方または段階を想定する手助けとなる。
- 報告書作成者の表現の向上が実現するほか、報告書の作成において GRI 枠組みがどのように利用されたかについて、ステークホルダーがより明確に理解できるようになる。

報告レベルは、第三者の保証に替わるものとはならず、報告書中の情報または組織のパフォーマンスの正確性を証明するものではない。

実現性の評価

内容の決定プロセスにより、組織にとって重要な一連の課題および指標が決定することになる。内容の確定、優先順位付けおよびバウンダリー（報告組織範囲）の設定プロセスにより、報告書に掲載される一連の課題および指標が決定することになる。しかし、データ

の入手可能性、データ収集のコスト、情報の機密性、プライバシーまたはその他の法的懸念、入手可能な情報の信頼性、およびその他の要因など、実際の課題により、情報を開示しないという合理的決断に至る場合もある。そのような理由で重要な情報が省略される場合は、報告書にその旨とその理由を明記すべきである。

報告の頻度と媒体

電子データによる、あるいは Web ベースの報告および印刷版は、適切な報告媒体である。経済、環境、社会的パフォーマンスに関する報告は、年次財務報告書や営業報告書など、組織の他の報告と同時あるいはそれに統合された形で行われる場合もある。タイミングの調整により、財務上のパフォーマンスと経済、環境、社会的パフォーマンスとのつながりが強化されることになる。

時期

報告書は、特定された報告期間をカバーするサステナビリティのパフォーマンスについて、統合された説明を提供すべきである。これは、一般的には年次あるいは隔年といった組織の通常の報告サイクルに関連して、GRI 事務局に登録されるべきである（下記の利用に関する通知の要請を参照のこと）。組織は、より定常的な頻度で情報を更新することもできる。ただし、比較可能性の目的から、統合されたパフォーマンスの報告の対象となっている報告期間については、できる限り一貫性を維持すべきである。

前年比報告

報告書作成組織は、前回の報告から変更されていない情報の部分を明確にしてもよい（改訂されなかった方針など）。組織は、変更された課題および指標に関するセクションを更新し、変更がなかった開示項目をそのまま保持してもよい。ただし、それぞれの報告期間についてのすべての情報は、一カ所に提示すべきである。

データの集約および分割

報告組織は、情報を提示する際の集約のレベルを決定する必要がある。これには、分割されたベース（国またはサイトなど）で報告される情報により追加される有意味性に対して求められる取組とのバランスを取ることが必要となる。情報を集約することにより、報告書を利用するステークホルダーに対する価値が大幅に損なわれるほか、特に特定の分野の優れた、あるいは劣ったパフォーマンスが分かりにくくなるというリスクが生じる恐れがある。報告組織は、ステークホルダーとの協議を通じて決定されたように、情報を適切なレベルに分割すべきである。このレベルは、指標ごとに異なる可能性がある。

保証の選定

組織は、内外のリソースが関与するさまざまなアプローチを通じて自身の報告書に対して信憑性を付加しようとする。サステナビリティ報告書については、独立した外部の保証の利用が推奨される。内部監査プロセスの利用も、情報管理およびサステナビリティ報告書の作成を支えるためには重要である。保証という言葉は幅広く使われているが、グループによってさまざまな方法で解釈されている可能性がある。ここでの保証という言葉は、独立した公平かつ有能な機関がサステナビリティ報告書に関する意見を提供するために実行する活動のことを言う。

（補足）保証に関する追加資料

現在行われている G3 の作業の一環として、保証に関する課題や選択肢の説明に役立つ参考資料が開発される予定である。主な質問や解決すべきテーマなども含め、最も有益と思われる資料はどのようなものだろうか。
www.grig3.org のオンライン・パブリックコメント・フォームを利用し、ご意見をお寄せいただきたい。

- 報告書がガイドラインを参照して作成されたことを示す文章
- ページ番号または URL を参照すれば標準的開示に対するすべての対応を検索できるように一覧表示する GRI 内容索引

組織は、Web サイト

(www.globalreporting.org/reports)

に報告書を登録することができる。

報告書の利用

組織の報告書は、生きたプロセスおよびツールであり、印刷またはオンラインでの公開が始まりでも終わりでもない。報告は、組織の戦略の設定、行動計画の実施、および成果の評価のための幅広いプロセスに適合すべきである。報告により、組織のパフォーマンスの確かな評価が可能となり、長期的なパフォーマンスの継続的改善が支えられることになる。また、報告書はステークホルダーの参画および組織のプロセスへの有益なインプットの確保のためのツールとしても機能する。

使用の通知に関する要請

報告書作成中にガイドラインおよび／または GRI 報告枠組みのその他の要素を使用した組織は、その公表に際し、GRI に通知していただきたい。そのような報告書には、以下の 2 つの項目を掲載すべきである。

用語集

追加指標

追加指標とは、GRI ガイドラインの中で特定された、新たに生じてきている実務慣行を示す指標、または特定の組織という文脈では重要と思われる課題に対応しているが、通常は大多数にとっては重要ではない指標のことである。

バウンダリー

サステナビリティ報告のバウンダリーとは、組織のサステナビリティ報告書でカバーされる事業体のパフォーマンスの幅のことを指す。

内容索引

GRI 内容索引とは、すべての標準的開示を一覧表示した表またはマトリクスであり、ここで、開示に対する対応を検索することができる（ページ番号または URL）。報告組織は、組織固有の（GRI ガイドラインにはない）指標に対する参照を追加することもできる。内容索引により、利用者は報告された内容の簡潔な概要を得ることができるため、報告書の使いやすさが向上する。一部の開示項目が、財務報告書あるいは以前のサステナビリティ報告書といった他の報告書に見られる場合には、特に内容索引が重要である。

中核指標

中核指標とは、GRI ガイドライン中で特定された、ほとんどのステークホルダーが関心を持っており、GRI 報告原則に基づいて別途説明されない限り、重要であると想定される指標のことである。

開示項目

ガイドラインのパート 2 における、番号を付与された情報要件のことである。これにより、組織のパフォーマンスの報告および理解のための全体的な背景が定められる。（例、2.1、3.13 など）

グローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）

グローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）とは、グローバルに適用可能なサステナビリティ・リポーティング・ガイドライ

ンを開発し、普及させることを使命としたマルチステークホルダーのプロセスであり、独立の機関である。

GRI 報告枠組み

GRI 報告枠組みは、組織の経済、環境、社会的パフォーマンスに関する報告のために一般に受け入れられる枠組みを提供することを意図している。この枠組みは、サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン、テクニカル・プロトコル、および業種別補足文書から成る。

独立した理事会メンバー

「独立」の定義は、法的管轄権によって異なる可能性がある。独立という言葉は、通常、そのメンバーが組織において財務上の利害関係がないか、または利害相反問題を生み出す可能性があるその他の潜在的メリットがない、という意味を含んでいる。ガイドラインを使用する組織は、「独立」に使用する定義を明記すべきである。

指標のカテゴリー

サステナビリティの課題の幅広い分野またはグループのこと。GRI ガイドラインに含まれるカテゴリーは、経済、環境、社会的というものである。社会的なグループは、労働慣行、人権、社会、および製品責任の観点で分類される。あるカテゴリーが複数の側面を持つ場合もある。

指標の側面

具体的な指標のカテゴリーに関連する情報の一般的な種類のこと（エネルギー使用、児童労働、顧客など）。

パフォーマンス指標

比較可能であり、長期的な変化を実証する、組織に関する成果または結果に関する定性的または定量的情報のこと。

報告原則

報告原則とは、報告書が達成すべき成果を示し、報告すべき指標、およびそれらの報告方法など、報告のプロセス全体を通じた決定を導くコンセプトのことである。

業種別補足文書

業種別補足文書とは、該当するセクターの状況に即したガイドラインの適用方法に関する解釈およびガイダンスであり、ガイドラインを補足するものである。また、これには業界固有のパフォーマンス指標も掲載されている。補足文書は、（利用できる場合には）ガイドラインに替わるものではなく、ガイドラインに追加するものとして利用される。

ステークホルダー

ステークホルダーとは、（a）組織の活動、製品および／またはサービスによって、多大な影響を受けると考えるのが妥当であるもの、あるいは、（b）当該者の行動によって、組織が成功裏にその戦略を実践し目的を達成する能力に影響が及ぶと考えるのが妥当であるもの、に該当するグループまたは個人として広義に定義される。

標準的開示

ガイドラインは、ほとんどの組織にとって重要性があり、以下の 2 種類の標準的開示において、ほとんどのステークホルダーが関心を示した、報告すべき課題および情報を提示する。

- 戦略、プロフィール、ガバナンスおよびマネジメント・アプローチなど、組織のパフォーマンスを報告し理解するための全体的な状況を決める開示項目
- 組織の経済、環境、社会的パフォーマンスに関する比較可能な情報を導き出す指標

サステナビリティ報告書

サステナビリティ・リポーティングとは、持続可能な開発の目標に向けた組織の取り組みに関する測定、開示および説明責任を实践することである。サステナビリティ報告書では、報告する組織のサステナビリティのパフォーマンスに関して、プラスの貢献とマイナスの影響の両方を含む、バランスの取れた正当な説明を提供する。

テクニカル・プロトコル

テクニカル・プロトコルによって、報告書作成者を支援する定義、編集ガイダンス等の情報が提供されるほか、パフォーマンス指標の

解釈の一貫性が保証される。ガイドラインに掲載されている各パフォーマンス指標にはテクニカル・プロトコルが存在する。

単一の理事会

組織に責任を負う統治機関が 1 つしかない理事会構造のことをいう。

指標の言い回しの中に直接含まれている言葉またはコンセプトの定義については、テクニカル・プロトコルを参照のこと。